

期待集まる税理士の
サポート手腕
社会福祉法人

経営力不要の時代は終焉

これまで「経営能力がなくても補助金で運営できる」といわれていた社会福祉法人だが、この数年で取り巻く環境が大きく変わっている。新しい会計基準の適用義務が課されるなど、国の方針で一般的な民間企業と同レベルの経営手腕が求められるようになり、競争社会に突入しているのだ。既存法人は自力で対応できず、外部専門家のサポートを必要としている一方で、これまで社会福祉業界に閑居してこなかった民間企業が参入のチャンスと捉えるケースも増えている。いずれのケースも会計事務所にとってはビジネスチャンスとなっており、この動きを見逃すわけにはいかない。

会計事務所の顧問先獲得チャンス

福祉施設や保育園、医療機関の運営主体になる社会福祉法人の活動は、行政から長年多くの制約を受けられ、サービス内容などを細かくチェックされてきた。行政の強い「監視」を受けていたことになるが、それと同時に「保護」を受けていたともいえる。重要な財源である補助金等は、行政に認められた目的でしか使えない反面、目的どおりに使えば公的補助の下で安定した運営ができた状態だった。

そのため、一般企業では不可欠な「経営力」が社会福祉法人には求められていないといわれてきた。サービス内容の創意工夫や質の向上といった、利用者を増やすための努力は不要で、「いかに多くの補助金を行政から取ってくるか」に主眼を置く法人が多いが実態だった。

しかし、そのような状況もこの数年で様変わり

した。リスクマネジメントコンサルティングを行う日本アルマックの浦嶋繁樹氏は、「これまでは会計事務所の関与を受けていない社会福祉法人が多かったが、これからは状況が変わる。会計事務所にとって大きなチャンス」と今後の可能性を語り、会計事務所向けのセミナーを開催している。

社会福祉法人を取り巻く状況は、行政が公的財政の悪化や介護保険制度・障害者自立支援法の創設などに合わせ、各法人の経営努力に期待し、自主性を重んじる体制に移行したことで変わってきた。さらに、事業活動の実態を外部に明確にする新しい会計基準が今年4月にスタートしたことで、よりいっそう効率的な経営を求められるようになっている。

社会福祉法人の会計ルールは、以前までは社会福祉法人会計基準や指導指針、老健準則といった

さまざまな会計ルールが存在していた。そのため、事務処理の煩雑さや採用するルールによって計算処理結果が異なる点などの問題が生じていた。そこで国は、新しい会計基準を作成し、平成27年3月末までの導入を義務化した。一部の法人では、今年4月に適用をスタートしている。違反者には、補助金等を受け取れないといったペナルティも考えられる。従来の会計処理ですら満足できていない社会福祉法人も多く、ましてや新会計基準に対応するのは難しい状況にある。そのため、外部の専門家の手助けが期待されるわけだ。

社会福祉法人コンサルティングに関与する古里兼司氏は、各法人が新会計基準を適用せざるを得なくなることで、「これまでは十分な経営能力がなくても補助金の“恩恵”を受けやっていたが、社会保険制度改革の時代になって経営革新

が求められるようになった」と説明する。

経営能力とは単純に金銭感覚だけを指すわけではない。部内の社会福祉法人を多数サポートしてきた部内の税理士によると、これまでの社会福祉法人運営について、「職員の人材力やサービスの側面から後進的な現場が多かった」と語る。社会福祉法人の上層部が「職員は使い捨て」と口にしてきた。孤軍奮闘で過重労働を強要し、その員の離職・採用を繰り返していたという。こうした状況に対して古里氏は苦言を呈したうえで、「今後は内部統治や規模の拡大、新事業戦略、人材育成、情報開示、支持されるサービスの開発、職員確保、福利厚生など、さまざまな努力が必要になってくる」とみている。

総合的な経営力が必要になっている状況は、既存の社会福祉法人が、数々の営利に閑居して経営

ノウハウを蓄積してきた会計事務所を力を求めることに繋がる。前述の部内の税理士は、「地元の名士が運営者であることも多いため、一度つながらなければ大きなビジネスになることもある」と、既存法人に閑居する魅力を語る。

既存法人が財務改善等を指す一方で、既存法人が対応できずに経営が危うくなる事態を見逃して、民間企業が社会福祉分野への参入に目を付けている。新規参入する立場の法人も、決して既存法人に太刀打ちできないわけではない。これまで社会福祉法人は、行政の強力なバックアップを受け、自助努力による経営をしてこなかったためだ。サービスの充実などで対抗する余地が十分に残されているといえる。

社会福祉法人に閑居しようとする場合、一般企業とは異なるノウハウが必要になることもある。

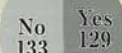
そのため、税理士・公認会計士が集った組織に参画してノウハウを得る事務所も多い。例えばTKC全国会の社会福祉法人経営研究会は、研究会メンバーで全国3千を超える社会福祉法人(1万3千施設)に閑居している1620人の大所帯だ。また、会計人組織である総合福祉研究会もそのひとつで、グループ組織が社会福祉法人会計指針ワークブックの新会計基準の発行を予定しているなど、最近新会計基準に対応した活動をしている。

税理士のなかには社会福祉事業にビジネスとして関与することにアレルギー反応を示す人もいる。しかし、対策が分からず身動きが取れない既存法人や、社会福祉業界に参入しようとする企業をサポートすることは、間接的に社会貢献活動に繋がるといえる。ビジネスとの両面から意義のある活動といえるだろう。

振り子時計

第8回投票のクエスチョン
「青色・白色の両申告制度は一元化するべきだ」

結果発表



「振り子時計」がスタートして以来、最もYES/NOの回答数が拮抗した今回。問題点が指摘されながらも、青色申告と白色申告の併存が長年続いてきた理由の一端が垣間見える結果となった。多数寄せられたコメントの一部は8面参照。

丸の内相続大学校

相続実務を学ぶ
講座を開講

第一線で活躍する講師が勢ぞろい

相続に関連する法務・税務・手続きなどを学べる勉強会として、元関東管区警察局長の太田壽郎弁護士・税理士が校長を務める「丸の内相続大学校」の相続マイスター講座に注目が集まっている。

相続実務の各分野の第一線で活躍している講師がそろっていることが特長のひとつで、高橋安志税理士、清田幸弘税理士・行政書士、宮田泰夫税理士、木村金蔵税理士・行政書士、沖田豊明税理士・不動産鑑定士、田中光光税理士、下崎寛税理士・不動産鑑定士、芳賀則人不動産鑑定士、鈴木彰不動産鑑定士、小嶋和也弁護士、田近淳司法書士、モチベーションコンサルタントの丸山博貴氏が各回の講師を務める。

5月2日の開講から7月17日まで、週1回のペースで全12回実施。5月10日の第2講座(写真)は、丸の内相続大学校を主宰する清田氏が担当した。相続関連業務を専門にし



ている同氏は、相続税申告の実績が多く、税務調査の立ち会いの場数も踏んでいる。こうした経験を基に、実例を交えながら、当局の相続税務調査のやり方や見方、裏話、調査を受ける側の心構えなどについて詳細に述べた。また、農地等の納税猶予や法人化による節税策の実態についても解説した。

講座は、税理士や弁護士、公認会計士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士といった士業者のほか、金融、保険、不動産業界の勤務者らが対象で、受講者は90人を超える。第1期(今回)が好評だったことから、2期の開講も予定しているという。